

○建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令第三十九条第二号の規定
に基づき国土交通大臣が定める講義内容及び講義時間を定める件

(平成二十年七月十五日)

(国土交通省告示第八百八十二号)

改正 平成二三年 七月二一日国土交通省告示第七六六号

建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令（平成二十年国土交通省令第三十七号）第三十九条第二号の規定に基づき、国土交通大臣が定める講義内容及び講義時間を次のように定める。

建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令第三十九条第二号の規定に基づき国土交通大臣が定める講義内容及び講義時間を定める件

建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令第三十九条第二号の講習科目（以下「科目」という。）ごとの講義内容は、次の表の第一欄に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる科目ごとに同表の第三欄に掲げる内容とし、同号の講義時間は、同表の第一欄に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる科目ごとにおおむね同表の第四欄に掲げる時間とする。

講習	科目	内容	時間
一級建築士定期講習	一 建築物の建築に関する法令に関する科目	イ 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）、建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）その他関係法令の最近の改正内容等	三時間三十分
	二 設計及び工事監理に関する科目	イ 最新の建築技術 ロ 設計及び工事監理の実務の動向 ハ 建築物の事故事例及び処分事例並びにこれらを踏まえた職業倫理 ニ その他設計及び工事監理に関し必要な事項	一時間三十分
二級建築士定期講習	一 建築物の建築に関する法令に関する科目	イ 建築基準法、建築士法その他関係法令の最近の改正内容等	三時間
	二 建築物（建築士法第三条に規定する建築物を除く。）の設計及び	イ 最新の建築技術 ロ 設計及び工事監理の実務の動向	一時間

	工事監理に関する科目	ハ 建築物の事故事例及び処分事例並びにこれらを踏まえた職業倫理 ニ その他設計及び工事監理に関し必要な事項	
木造建築士定期講習	一 木造の建築物の建築に関する法令に関する科目	イ 建築基準法、建築士法その他関係法令の最近の改正内容等	三時間
	二 木造の建築物（建築士法第三条及び第三条の二に規定する建築物を除く。）の設計及び工事監理に関する科目	イ 最新の建築技術 ロ 設計及び工事監理の実務の動向 ハ 建築物の事故事例及び処分事例並びにこれらを踏まえた職業倫理 ニ その他設計及び工事監理に関し必要な事項	一時間
構造設計一級建築士定期講習	一 構造関係規定に関する科目	イ 構造関係規定その他構造設計一級建築士の業務に関する法令の規定の最近の改正内容等 ロ 最近の構造関係規定への不適合事例及び当該事例を構造関係規定に適合させるための方法等	三時間
	二 構造設計に関する科目	イ 最近の研究成果、技術開発の動向、事故事例、災害事例等を踏まえた構造設計方法等 ロ その他構造設計に関し必要な事項	二時間
設備設計一級建築士定期講習	一 設備関係規定に関する科目	イ 設備関係規定その他設備設計一級建築士の業務に関する法令の規定の最近の改正内容等 ロ 最近の設備関係規定への不適合事例及び当該事例を設備関係規定に適合させるための方法等	三時間
	二 設備設計に関する科目	イ 最近の研究成果、技術開発の	二時間

	目	動向、事故事例、災害事例等を 踏まえた設備設計方法等 ロ その他設備設計に関し必要な 事項	
--	---	--	--

附 則

この告示は、建築士法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第百十四号）の施行の日（平成二十年十一月二十八日）から施行する。

附 則 （平成二三年七月二一日国土交通省告示第七六六号）

この告示は、公布の日から施行する。